

令和6年度山形地方最低賃金審議会
第2回山形県自動車整備業最低賃金専門部会議事要旨

1 日 時 令和6年10月7日（月）午後1時28分～午後2時53分

2 場 所 山形労働局大会議室（山形市香澄町3-2-1 山交ビル3階）

3 出席者 委員8名

公益 押野委員、村山委員

労働者側 石川委員、小野委員、高橋委員

使用者側 佐藤委員、丹委員、東海林委員

【欠席】 公益・本間委員

（事務局） 松岡労働基準部長、門脇賃金室長、那須地方賃金指導官、丹野事務官

4 議 題

（1）山形県自動車整備業最低賃金の改正決定について

（2）その他

5 議事要旨

（1）事務局から配付資料の説明を行った後、各側から説明・主張及び金額提示がなされた。

労働者側から、山形県は1家庭あたりの自動車の保有台数が全国トップクラスであり重要な位置付けの産業であること、地域別最低賃金との差の縮小は産業自体の魅力を弱めてしまうこと、自動車整備従事者の賃金に関して、山形県と宮城県・東京都との比較などについて説明があり、山形市の消費者物価の上昇率、今年の春闘妥結状況結果などから引上げ額82円を提示した。

使用者側から、大手軽自動車メーカーの不正認証問題などで自動車製造が滞ってきた状況、山形の車検台数（3月期）について令和5年と令和6年を比較すると2割ほど減少していること、OBD点検導入により従来の分解整備に加え新たな知識が必要となっていること、自動車の電動化により摩耗品等が少なく収益が上がらない状況などについて主張し、事業の支払能力など総合的に考慮し賃金動向を表しているものとして、賃金改定状況調査第4表①を参考に引上げ額24円を提示した。

その後、公労、公使の個別協議において、金額提示があった。

【労働者側】

引上げ額77円、引上げ率7.98%、改正金額1,042円

【使用者側】

引上げ額27円、引上げ率2.80%、改正金額992円

（2）次回開催は、令和6年10月15日（火）午後1時15分。